

年 月 日

南関町長 様

事業者 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

住 所

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

印

電話番号 ( )

南関町太陽光発電設備設置事業概要届出書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m <sup>2</sup>
想定発電出力	kW
現場管理者	住所 氏名 電話番号 ( )
設計者	住所 氏名 電話番号 ( ) 資格名称
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
発電事業期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 年間)
発電設備運転開始予定日	年 月 日
設置事業に関わる法令等	

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業概要協議事項通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり協議すべき事項を通知します。

協議すべき事項	
---------	--

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

電話番号（ ）

見解書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、見解を示します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m <sup>2</sup>
説明会開催日時及び場所	年 月 日 時
意見の要旨	
意見に対する見解	

年 月 日

南関町長

様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

電話番号（ ）

南関町太陽光発電設備設置事業協議結果報告書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり報告します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m <sup>2</sup>
説明会開催日時及び場所	年 月 日 時
意見の申出があつた日	年 月 日
意見を申出た者の氏名	
見解書を交付した日	年 月 日
協議を行った日時及び場所	年 月 日 時
協議結果	
出席者の意見	
出席者の意見に対する措置	
上記のとおりであることを確認する。 年 月 日 意見の申出者（申出者が複数である場合は、その代表者） 住所 氏名	

備考 意見の申出者の住所・氏名については、自筆であること。

意見書及び見解書、参加者一覧、議事録等の写しを添付すること。

様式第5号（第7条関係）

太陽光発電設備設置事業のお知らせ	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	㎡
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業者 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者の職氏名、電話番号）	住所
	氏名 電話番号 ( )
設計者 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者の職氏名、電話番号）	住所
	氏名 電話番号 ( ) 資格名称
工事施工者 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者の職氏名、電話番号）	住所
	氏名 電話番号 ( )
看板設置年月日	年 月 日
<p>この看板は、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の規定により設置したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備設置事業に関する連絡先 氏名 住所 連絡先（電話番号）</li> <li>・工事に関する連絡先 氏名 住所 連絡先（電話番号）</li> </ul>	

備考 (1) 看板の大きさは、縦90cm以上、横90cm以上とし、地上面から  
看板の下端までの高さが60cmの位置を基準として設置すること。

(2) 太陽光発電設備設置事業に着手しようとする前に事業区域内の見やすい場所に設置すること。

年 月 日

南関町長 様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

電話番号（ ）

南関町太陽光発電設備設置事業事前協議書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり協議します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m <sup>2</sup>
想定発電出力	k W
現場管理者	住所 氏名 電話番号（ ）
設計者	住所 氏名 電話番号（ ） 資格名称
設置事業に関わる法令等	
原状回復の方法	
災害時の対処法	
条例第5条第6項に係る積立計画等	

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業協議事項通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり協議すべき事項を通知します。

協議すべき事項	
---------	--

・ 条例規則第8条第3項（抜粋）

通知を受けたときは、協議すべき事項がある場合は、速やかに関係者と協議を行い、書面で協議を了した旨の確認を受けなければならない。

・ 条例規則第8条第4項（抜粋）

協議すべき事項の全てについて、関係者から協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果を取りまとめ、条例第12条の規定による申請書にこれを添付しなければならない。

年 月 日

南関町長 様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

電話番号（ ）

南関町太陽光発電設備設置事業許可申請書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり申請します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m <sup>2</sup>
想定発電出力	kW
現場管理者	住所 氏名 電話番号（ ）
設計者	住所 氏名 電話番号（ ） 資格名称
設置工事着手予定年月日	年 月 日
設置工事完了予定年月日	年 月 日
設置事業に関わる法令等	
原状回復の方法	
災害時の対処法	
条例第5条第6項に係る積立計画等	

年 月 日

南関町長 様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

電話番号（ ）

南関町太陽光発電設備設置事業変更許可申請書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置事業名		
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更事項	変更前	
	変更後	
変更事由		
添付図書		

年 月 日

南関町長 様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

電話番号（ ）

南関町太陽光発電設備設置事業計画軽微変更届出書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置事業名		
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更事項	変更前	
	変更後	
変更事由		
添付図書		

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業許可通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第12条の規定により、次のとおり許可します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m <sup>2</sup>
許可の条件	

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に南関町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、南関町を被告として（訴訟において南関町を代表する者は南関町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業不許可通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第12条の規定により、次のとおり許可しないことを通知します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m <sup>2</sup>
許可しない理由	

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に南関町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、南関町を被告として（訴訟において南関町を代表する者は南関町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号 (第13条関係)

年 月 日

南関町長 様

事業者 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

住 所

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

印

電話番号 ( )

南関町太陽光発電設備設置事業工事着手(中断、再開、完了)届出書

太陽光発電設備設置工事を着手(中断、再開、完了)したので、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事着手年月日	年 月 日
工事(中断、再開) する理由	
工事(中断、再開) する期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事完了予定年月日	年 月 日
現場管理者	住所 氏名 電話番号 ( )
添付図書	

様式第14号（第14条関係）

年 月 日

南関町長

様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

電話番号（ ）

南関町太陽光発電設備設置事業工事完了検査申請書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
現場管理者	住所 氏名 電話番号（ ）
添付図書	
発電設備の運転開始 予定年月日	年 月 日

様式第15号（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業工事検査済通知書

年 月 日付け 第 号で許可した太陽光発電設備設置工事  
について、年 月 日に検査を実施したところ、当該許可の内容に適合し  
ていると認められるので、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関す  
る条例施行規則第14条第2項の規定により通知します。

年 月 日

南関町長

様

事業者 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

住 所

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

印

電話番号 ( )

南関町太陽光発電設備適正管理計画書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第15条の規定により、次のとおり提出します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m <sup>2</sup>
発電設備出力	k W
発電開始予定年月日	年 月 日
添付書類	1 計画書 2 実施体制 (配置図) 3 保守点検の内容 4 その他町長が必要と認める書類

備考 条例第11条の事前協議の手續において提出すること。

年 月 日

南関町長 様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

電話番号（ ）

南関町太陽光発電設備適正管理結果報告書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第15条の規定により、次のとおり提出します。

設置事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業区域の所在地	
適正管理の実施状況	
添付書類	1 適正管理計画書に基づく結果書類 2 適正管理の結果がわかる書類 3 その他町長が必要と認める書類

備考 当該年度（4月1日から3月31日まで）の期間の結果を次年度の6月30日までに報告すること。

年 月 日

南関町長 様

事業者 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

住 所

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

印

電話番号 ( )

南関町太陽光発電設備設置事業完了届出書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
完了年月日	年 月 日
添付図書	1 工事写真（各工程写真） 2 工事完了（廃止）状況が確認できる写真 3 事業区域の位置図
太陽光発電設備を 処分した日	年 月 日
太陽光発電設備を 処分した方法	
原状回復を行った日	年 月 日
原状回復の方法	

（表面）

身分証明証

所属

氏名

上記の者は、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例第22条第1項の規定による立入調査を行う者であることを証明する。

年 月 日

南関町長

印

（裏面）

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例（抜粋）

（報告の要請及び立入検査）

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、町の職員若しくは町長が必要と認める者（以下「職員等」という。）に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、又は関係者に聞き取りをさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員等は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業指導（助言、勧告）書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第18条第1項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう指導（助言、勧告）します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m <sup>2</sup>
指導（助言、勧告）の内容	
指導（助言、勧告）の理由	

年 月 日

南関町長

様

事業者 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

住 所

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

印

電話番号 ( )

南関町太陽光発電設備設置事業に係る措置報告書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第18条第2項の規定による指導(助言、勧告)に基づき、次の措置を講じたので報告します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m <sup>2</sup>
指導(助言、勧告)の内容	
指導(助言、勧告)に基づく措置	

様式第22号（第19条関係）

第 号  
年 月 日

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業公表の事前通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第19条の規定により、次のとおり公表することとしたので通知します。

公表の内容	
公表の理由	
公表の方法	
公表の期間	

年 月 日

南関町長

様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

電話番号（ ）

## 南関町太陽光発電既存施設の届出書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置事業名	
太陽光発電施設の設置場所	
事業区域の面積	m <sup>2</sup>
太陽光発電施設の出力	k W
設置工事着手年月日	年 月 日
設置工事完了年月日	年 月 日
運転開始（予定）年月日	年 月 日
運転終了（予定）年月日	年 月 日
添付書類	1 維持管理計画書 2 実施体制（配置図） 3 保守点検の内容 4 その他町長が必要と認める書類

備考 令和5年9月30日までに届け出すること。